

【諮問（個人）第202号】

4川情個第23号
令和4年10月3日

川崎市長 福田紀彦様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 早川和宏

保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分に係る審査請求について（答申）

令和3年8月23日付け3川総コ第73号にて諮問のありました保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分に係る審査請求について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務企画局情報管理部行政情報課情報公開担当
電話 044-200-2108

1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った審査請求人の保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分について、①「5枚目1行目（H○. ○. ○記録前段）」、②「5枚目13行目～26行目（H○. ○. ○記録）」のうち14行目29文字目から16行目6文字目まで、③「6枚目13行目～15行目（H○. ○. ○記録）」のうち14行目14文字目から15行目まで及び④「11枚目21行目～24行目（H○. ○. ○記録）」を不開示とした判断は妥当であるが、その余の不開示部分については、これを取り消し、開示すべきである。

2 開示請求内容及び審査請求の経緯

- (1) 審査請求人が、令和2年7月20日付けで、実施機関である川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定により、平成○年○月○日から令和○年○月○日までの自身と実施機関職員が面談を行った記録について、保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に係る文書として、ケース記録表を特定し、①「5枚目1行目（H○. ○. ○記録前段）」については条例第17条第1号に該当するとし、②「5枚目13行目～26行目（H○. ○. ○記録）」及び③「6枚目13行目～15行目（H○. ○. ○記録）」については条例第17条第3号及び第6号に該当するとし、④「11枚目21行目～24行目（H○. ○. ○記録）」については条例第17条第6号に該当するとして、令和2年8月20日付けで一部承諾処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和2年11月30日付け審査請求書で、本件処分の不開示部分につき、開示の裁決を求める審査請求を行った（当審査会諮問（個人）第202号事件）。

3 審査請求人の主張要旨

令和2年11月30日付け審査請求書、令和3年6月29日実施の審査庁による口頭意見陳述及び令和4年6月20日実施の当審査会による口頭意見陳述によれば、審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件処分を取り消し、不開示部分の開示を求める。
- (2) 不開示部分と審査請求の理由は次のとおりである。

①「5枚目1行目（H○. ○. ○記録前段）」については、個人の評価に関する情報なのかどうか。事務の目的達成を著しく困難にするとまで言えるのか。開示請求者に知らせないことが正当だとまで言えるのか。

実施機関は、ケースワーカーが正確な情報を記録できなくなるおそれがあり、ケース記録作成及び記録の伝達等の事務の目的達成を著しく困難にするとして、不開示には正当性があると主張している。

しかし、当該条文にいう正当性は、ケースワーカーが常時、正確な事実の記録の作成及び伝達を行っていることを前提としてはじめて生じてくることである。

ところが、審査請求人と実施機関との面談記録が、複数回にわたって、ケース記録に記載されておらず、また、その動機や理由の説明もない。正確な記録が行われていない以上、正当性が認められるとはいえない。

②「5枚目13行目～26行目（H○. ○. ○記録）」については、本人以外の個人に関する情報なのかどうか。本人以外の特定の個人が識別できる情報なのかどうか。関係者との信頼関係が失われるとまで言えるのか。事務の適性な執行について支障を及ぼすおそれがあるとまで言えるのか。

③「6枚目13行目～15行目（H○. ○. ○記録）」について、②に関わる情報なのかどうか。本人以外の個人に関する内容を想起させる情報なのかどうか。関係者との信頼関係が失われるとまで言えるのか。事務の適性な執行について支障を及ぼすおそれがあるとまで言えるのか。

過剰な不開示があれば、当該部分を開示してほしい。審査請求を行った途端、求職活動状況報告書の提出を指示し、就労指導を本来の目的ではなく、審査請求人に精神的プレッシャーを与える目的で行った。実施機関は、事実に基づかない理由を主張しており、正当性はない。実施機関と本人以外の特定個人との関係は、信頼関係ではなくて、結託関係である。実施機関は、正確な事実の記録、伝達を行っていない。実施機関と特定の個人の不正、隠蔽目的の不開示を認めてはいけない。不開示のままの場合、記載内容の真偽を確認する方法が閉ざされてしまう。

④「11枚目21行目～24行目（H○. ○. ○記録）」について、どのような情報が含まれている保有個人情報なのか。開示請求者との関係性に影響するとまで言えるのか。開示請求者との関係性に何がどのように影響するのか。業務の適性な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまで言えるのか。

開示請求よりも前の時点で、実施機関と審査請求人との間に信頼関係がないため、損なう余地がない。「市長への手紙」で指摘した職員の発言内容、当該発言を現時点まで撤回しない実施機関の対応をみれば、信頼関係が存在しないことは明らかである。

①、②、③、④の各論点について、行政の判断に誤りがあるのか、審査をしてほしい。

4 実施機関の主張要旨

令和3年2月1日付け弁明書、令和3年6月29日実施の審査庁による口頭意見陳述及び令和4年4月26日実施の実施機関諮問事案説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件処分に係る業務について、川崎市生活保護法施行細則（昭和47年川崎市規則第66号）第2条では「福祉事務所長は、次に掲げる書類を作成し常にその記載事項を整理しておかなければならない。」として、次の（ア）から（ケ）までの書類を求めている。（ア）面接記録票、（イ）保護台帳、（ウ）保護決定調書、（エ）保護金品支給台帳、（オ）ケース記録票、（カ）生活相談内容一覧表、（キ）保護申請受理一覧表（処理簿）、（ク）不服申立書処理簿及び（ケ）給付券交付処理簿。

実施機関は、上記の書類のうち、被保護者の状況、指導の経過等をケース記録

票（上記（オ））に随時記録するほか、処遇及び指導方針並びにこれらを決定するに当たっての審議・検討内容、生活及び資産の状況、被保護者と被保護者以外の第三者との面接及び交信の記録、関係機関へ調査した結果内容、担当ケースワーカーの所見等を記録し、最低生活保障及び自立助長のため生活保護を実施している。

（２）本件処分に係る文書は、平成○年○月○日から令和○年○月○日までのケース記録表（上記（オ）ではケース記録票とあり、表記が異なるが同一のものである。以下「対象公文書」という。）である。対象公文書には実施機関との面談等の記録のほか、審査請求人と実施機関が所内面接した時の職員の対応についての記録が記載されている。

（３）本件処分において開示を承諾することができないとした部分は、条例第１７条第１号該当箇所、同条第３号該当箇所及び同条第６号該当箇所である。

①「５枚目１行目（Ｈ○．○．○記録前段）」は、審査請求人の評価に関する記載である。ケース記録表にはケースワーカーが個人の資質等を伝達する目的で様々な評価を記録しており、その内容が本人の認識と異なる場合もあり、これらの開示が前提となると、ケースワーカーが正確な情報を記録できなくなるおそれがあり、ケース記録作成及び記録の伝達等の事務の目的達成を著しく困難にする。よって、条例第１７条第１号に該当するものとして、不開示としたものである。

②「５枚目１３行目～２６行目（Ｈ○．○．○記録）」は、本人以外の個人に関する情報であって、本人以外の特定の個人を識別することができるものである。開示した場合、他の情報と照合することにより、本人以外の特定の個人を識別することができる内容であり、本人以外の特定の個人との信頼関係が著しく損なわれ、最低生活保障及び自立助長を目的とする今後の当該事務の適正な執行について支障を及ぼすおそれや、記載された本人以外の個人の権利利益を害することも予想される。また、開示すれば、信頼関係が損なわれることにより、当該関係者等から必要な情報を収集することが困難になる事態が予想され、実施機関における生活保護業務の適正実施に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第１７条第３号及び第６号に該当するものとして、不開示としたものである。

③「６枚目１３行目～１５行目（Ｈ○．○．○記録）」は、「５枚目１３行目～２６行目（Ｈ○．○．○記録）」に関わる情報であり、本人以外の個人に関する内容を想起させる情報であるため、上記②と同様の理由で、不開示としたものである。

④「１１枚目２１行目～２４行目（Ｈ○．○．○記録）」は、実施機関の保護実施の処遇判断等の検討に関する情報が含まれており、当該情報が開示されることにより、実施機関と審査請求人との信頼関係が損なわれるおそれや、また開示が前提となることにより、ケースワーカーが正確な情報を記録できなくなるおそれがあり、最低生活保障及び自立助長を目的とする生活保護業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第１７条第６号に該当するものとして、不開示としたものである。

5 審査会の判断

(1) 条例第17条第1号該当性について

条例第17条第1号は、「開示請求に係る本人……の評価……に関する情報であって、開示請求者に知らせないことが正当と認められるもの」については、不開示とするものと定めている。

この点、①「5枚目1行目（H○. ○. ○記録前段）」については、審査請求人本人の評価に関する記載がなされており、もし当該情報が開示されることになれば、ケースワーカーが正確な情報を記録できなくなることで、最低生活保障及び自立助長を目的とする生活保護業務の目的達成を著しく困難にするものと認められる。

したがって、①については、条例第17条第1号に基づき、不開示とすることが妥当である。

(2) 条例第17条第3号該当性について

条例第17条第3号は、「本人等以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人等以外の特定の個人を識別することができるもの……」については、不開示とするものと定めている。

この点、②「5枚目13行目～26行目（H○. ○. ○記録）」のうち、14行目29文字目から16行目6文字目までについては、本人以外の個人に関する情報であって、本人以外の特定の個人を識別することができるものが記載されている。これに対して、その余の箇所については、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」であるため、不開示情報から除外される情報である。

次に、③「6枚目13行目～15行目（H○. ○. ○記録）」については、本人以外の個人に関する情報であって、本人以外の特定の個人を識別することができるものであるとは認められない。

したがって、②のうち、14行目29文字目から16行目6文字目までについては、条例第17条第3号に基づき不開示とすることが妥当であるが、②のその余の箇所及び③については、条例第17条第3号の不開示事由に該当するとは認められない。

(3) 条例第17条第6号該当性について

条例第17条第6号は、「市の機関……が行う事務又は事業に関する情報……であって、開示することにより、……その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、不開示とするものと定めている。

この点、②「5枚目13行目～26行目（H○. ○. ○記録）」については、これを開示しても、最低生活保障及び自立助長を目的とする生活保護業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとは認められない。

次に、③「6枚目13行目～15行目（H○. ○. ○記録）」のうち、14行目14文字目から15行目までについては、審査請求人本人の行動に関する実施機関の記録であって、これを開示することにより、実施機関と審査請求人との信

頼関係が損なわれて、最低生活保障及び自立助長を目的とする生活保護業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。これに対して、その余の箇所については、そうしたおそれは認められない。

そして、④「1 1 枚目 2 1 行目～2 4 行目（H○. ○. ○記録）」については、実施機関が保護実施に際して行った処遇判断等の検討に関する情報が含まれており、当該情報が開示されることにより、実施機関と審査請求人との信頼関係が損なわれたり、ケースワーカーが正確な情報を記録できなくなることで、最低生活保障及び自立助長を目的とする生活保護業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められた。

したがって、③のうち、1 4 行目 1 4 文字目から 1 5 行目まで及び④については、条例第 1 7 条第 6 号に基づき不開示とすることが妥当であるが、②及び③のその余の箇所については、条例第 1 7 条第 6 号の不開示事由に該当するとは認められない。

(4) 附言

本件処分に係る文書には、記録されるべき情報が適切に記録されていなかったり、逆に、記録されるべきでない情報が記録されていたりすることが見受けられる。また、文書の作成者である「担任」とそれを確認する「保護係長」及び「課長」について、同一人物の押印がなされている箇所が散見された。実施機関には、条例の理念に基づき、個人情報について必要十分な記録を行うとともに、その適正な管理について、一層努められたい。

以上の次第で、前記 1 の「審査会の結論」に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員 板 垣 勝 彦

委員 田 所 美 佳

委員 早 川 和 宏

委員 本 間 春 代